



お知らせ

7月に後期高齢者医療被保険者証と保険料決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度の対象の方に、新しい被保険者証(橙色)を簡易書留で送付します。7月中に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、お問い合わせください。なお、現在の被保険者証(黄色)は8月から使えなくなります。

また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月20日頃に送付します。7月中に届かない場合は、お問い合わせください。

問合せ 窓口サービス課(保険)1階4番
☎06-6267-9956 FAX 06-6264-8284

7月下旬に国民健康保険高齢受給者証を送付します

大阪市国民健康保険に加入の70歳から74歳の方に新しい高齢受給者証を送付します。

現在のものは8月から使用できなくなります。7月中に届かない場合は、お問い合わせください。

問合せ 窓口サービス課(保険)1階4番
☎06-6267-9956 FAX 06-6264-8284

国民年金基金のご案内

国民年金基金は、自営業の方とその家族などが国民年金とセットで加入し、掛金の税優遇を受けながら積み立て、老後に上乘せの年金を受けられる公的な個人年金です。

●メリット

- 掛金の全額(上限:年額816,000円)が所得から控除され、所得税・住民税共に軽減されます。
- 受け取る年金も「公的年金控除」の対象で、遺族一時金も非課税です。

●主な特徴

- 終身年金が基本で、万一の時はご遺族に一時金が支払われます。
- 掛金は加入時の掛金で一定額。受け取る年金も一定額で、加入時に確定します。
- 掛金は、収入に応じて全額の一時的停止や、2口目以降の減口や増口が可能で無理なく続けられます。

問合せ 全国国民年金基金 近畿支部
☎0120-65-4192



7月中旬に介護保険料決定通知書と介護保険負担割合証を送付します

●介護保険料決定通知書について

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方に送付します。また、口座振替や納付書などで保険料を納めている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

●介護保険負担割合証について

要介護・要支援認定を受けている方及び総合事業の事業対象の方に送付します。負担割合証には令和5年8月から令和6年7月に介護サービス等を利用する際の自己負担割合(1割から3割)を記載しています。

介護サービス等を利用する際には、「介護保険被保険者証」と併せてサービス提供事業者へ提示をお願いします。

問合せ 保健福祉課(介護保険)4階41番
☎06-6267-9859 FAX 06-6264-8285

固定資産税・都市計画税(第2期分)納期限は7月31日(月)です

市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期限内の納付をお願いします。

問合せ 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について
なんば市税事務所 固定資産税グループ
☎06-4397-2957(土地)
☎06-4397-2958(家屋)

固定資産税(償却資産)について
船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)
☎06-4705-2941 FAX 06-4705-2905

個人市・府民税に関する税務調査を実施します

昨年度にお勤め先からの給与支払報告書や所得税の確定申告書の提出があった方で、今年度の申告等がない方などを対象に、個人市・府民税の申告書をお送りします。申告が必要な場合は指定の期日までにご提出ください。

また、申告等の内容や収入・所得の状況、事務所等の開設状況などについて、市税事務所から文書や電話または訪問(徴税吏員証を携帯)による税務調査を実施しますのでご協力をお願いします。

問合せ なんば市税事務所 市民税等グループ(個人市民税)
☎06-4397-2953

見守る! つながる! 気にかける!

—住み慣れたまちで安心して暮らし続けるために—

地域における要援護者の見守りネットワーク事業

地域の見守り活動につなげるために対象者に同意書を送付します

見守り相談室では、大阪市からの行政情報をもとに地域の見守り対象となる方に同意書発送・同意確認を行い、地域での見守り活動につなげています。うす黄色の封筒が届きましたら、同意書の返信にご協力をお願いします。



対象の方

- 高齢者(要介護3以上、要介護2以下でも日常生活自立度Ⅱ以上の方)
- 音声言語機能障がい(3級)
- 精神障がい(1級)
- 知的障がい(療育A)
- 身体障がい(1・2級)
- 難病患者(人工呼吸器装着等の医療機器への依存が高い人)
- 肢体不自由(3級)
- 視覚障がい・聴覚障がい(3・4級)

問合せ 見守り相談室(中央区社会福祉協議会内)
☎06-6763-8139 FAX 06-6763-8151

食中毒にご注意!

細菌性食中毒は7月から9月にかけて多くなる傾向があります。家庭では、次の6つのポイントを守りましょう。

- ①肉、魚、野菜などの生鮮食品は、新鮮なものを購入し、早く持ち帰りましょう。
- ②冷蔵や冷凍の必要な食品は、すぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れ、詰めすぎに注意しましょう。
- ③生の肉、魚、卵を扱った後は、そのつど手や調理器具を洗浄・消毒しましょう。
- ④加熱して調理する食品は、十分に加熱しましょう。
- ⑤食事の前には手を洗い、なるべく早く食べましょう。
- ⑥残った食品は清潔な容器で素早く冷却し、冷蔵・冷凍保存しましょう。

問合せ 保健福祉課(生活環境)1階11番
☎06-6267-9973 FAX 06-6267-0998

夏休み!おやこ食育教室

要予約

夏休みの一日、親子で一緒に料理を作って食べることの大切さや、楽しさを体験しませんか。

とき 8月3日(木) 10:00~13:00

ところ 保健福祉センター2階 健康増進室(久太郎町1-2-27)

対象 区内在住の小学生とその保護者

費用 ひとり300円(調理実習材料費)

定員 8組(要申込・先着順)

申込み 7月6日(木)から電話・窓口にて

申込み 保健福祉課(健康推進)1階11番

問合せ ☎06-6267-9882 FAX 06-6267-0998



中央区女性学習会

要予約 無料

「サイバー犯罪・スマホ・ネットの有害防止について」

講師に大阪府南警察署防犯係署員を迎え、サイバー犯罪・スマホ・ネットの有害防止をテーマに学習会を開催します。ぜひご参加ください。

とき 7月14日(金) 13:30~15:00

ところ J:COM中央区民センター 3階会議室(久太郎町1-2-27)

対象 どなたでも 定員 10名(要申込・先着順)

申込み 7月6日(木)から電話・FAXにて

主催 中央区地域女性団体協議会

共催 中央区役所

申込み 市民協働課(市民活動支援・教育)5階53番

問合せ ☎06-6267-9743 FAX 06-6264-8283

／すす／まなび

中学生のみなさん!! 「わからない」が「わかる!」に変わる「寺子屋ちゅうおう(放課後の学習会)」に来てみませんか?

授業体験、随時受付中! ぜひご相談ください!



習い事・塾代助成はこちら

～参加者の声～

- ・先生が分かるようになるまで教えてくれてやる気になれる。
- ・数学が苦手なので積極的に勉強していきたい。
- ・学校でわからなかった問題を教えてくれるのがいい。
- ・寺子屋ちゅうおうに来ると集中して勉強することができる。
- ・先生の説明が分かりやすい。

対象 中学1~3年生

とき 毎週金曜日 18:30~21:00

ところ 中央会館2階 第3・4会議室(島之内2-12-31)

定員 30名(要申込・先着順)

科目 英語・数学(各1コマ) ※1科目のみ選択応相談

費用 月額10,000円(税込)

※習い事・塾代助成カード利用可。詳しくは市HPをご覧ください。

申込み 申込みフォームをご覧ください。

受託事業者 株式会社エデュケーショナルネットワーク

☎06-6136-1113(9:30~18:00 土日・祝日も受付)

問合せ 市民協働課(市民活動支援・教育)5階53番

☎06-6267-9743 FAX 06-6264-8283



申込みはこちら

